

令和6年度

年 次 報 告

公害等調整委員会

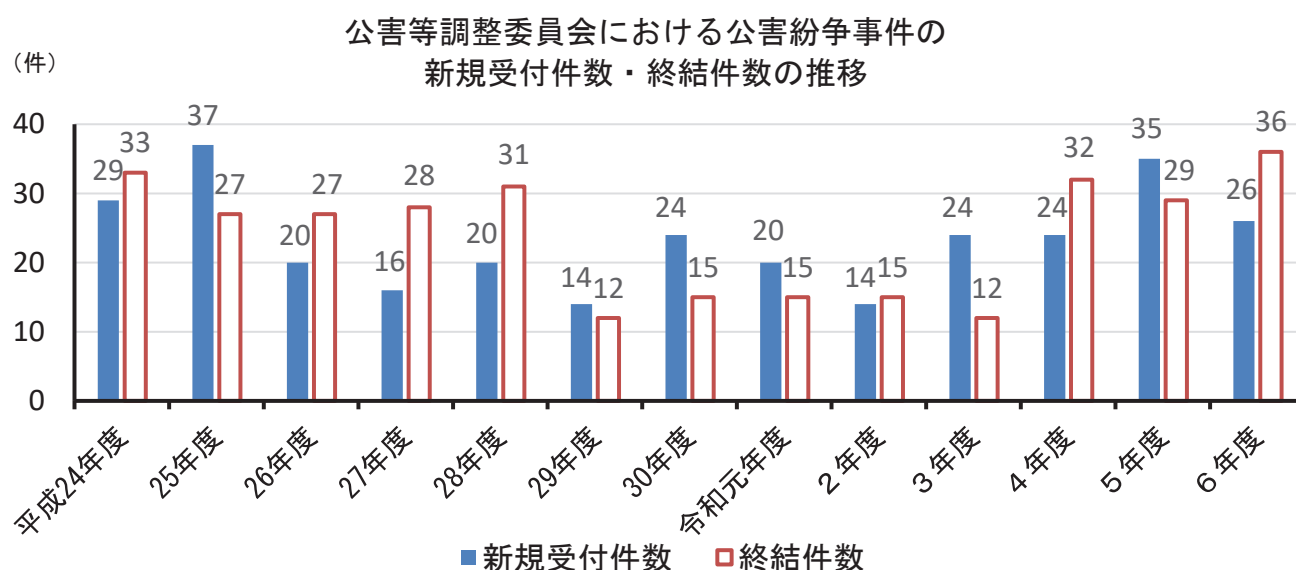
この報告書は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）第 17 条の規定に基づき、公害等調整委員会の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで）の所掌事務の処理状況を国会に対して報告するものである。

令和6年度公害等調整委員会年次報告 概要

公害紛争の処理状況

➡ P 1 ~ 10

令和6年度	【係属】 72件	〔うち【繰越し】 46件 【新規受付】 26件〕	【終結】 36件
うち裁定事件	【係属】 68件	〔うち【繰越し】 43件 【新規受付】 25件〕	【終結】 33件



近年の特徴

① 都市型・生活環境型の公害紛争

工場・飲食店等の事業施設の運営や老朽建物の建替え・宅地造成工事等に起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音、悪臭、振動など身近な生活環境被害を訴える事件が目立つ。

② 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和6年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約6割

③ 裁定事件の割合が高い

令和6年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割。裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権調停の活用を図っている。

令和6年度公害等調整委員会年次報告 概要

係属中の事件例 さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件

【申請人】 : 埼玉県さいたま市の住民1人

※ その後、本件工場の近隣住民23人から同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった。

【被申請人】 : スクラップ加工工場経営会社

【申請理由】 :

- 被申請人が本件工場で、荷下ろし作業等による金属スクラップの落下時の衝撃音や重機の稼働音等を発生させたことによって、申請人は昼間に絶え間なく騒音被害を受け、本件工場終業後も騒音感が残り、夜は眠れず、精神的苦痛を受けた。

【裁定を求める事項】 : 損害賠償金504万6000円の支払

【事件の処理経過】 :

裁定委員会を設け、専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

終結した事件例 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

【申請人】 : 各種機械器具製造販売会社

【被申請人】 : 金属リサイクル会社

【申請理由】 :

- 被申請人が本社兼工場で、鉄くず等を搬入・搬出する際に騒音を発生、拡散させたことによって、申請人は日々の業務や会議、商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の被害が生じた。

【裁定を求める事項】 : 申請人が会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の被害と、被申請人が本社兼工場で鉄くず等を搬入・搬出する際に騒音を発生、拡散させたこととの間の因果関係の判断

【事件の処理経過】 :

- 裁定委員会を設け、専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施
- 職権で調停に付し、30日以上期間を定めて当事者双方に対し騒音低減策などを内容とする調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされ、本事件は終結

令和6年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村の処理状況

⇒ P 18～22

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和6年度 【係属】 81件〔うち【繰越し】 47件〕【終結】 38件
【新規受付】 34件
- ② 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和5年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万9千件
- ③ 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等ブロック会議等において情報交換・意見交換を実施

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 23・24

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和6年度 【係属】 1件〔うち【繰越し】 0件〕【終結】 0件
【新規受付】 1件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答
令和6年度 【係属】 110件〔うち【繰越し】 107件※〕【終結】 108件※
【新規受付】 3件

※ 同一事案についての105件を含む。

係属中の事件 香川県^{しょうず}小豆郡土庄町^{とのしょう}小部地内の 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】：採石業者
【処分庁】：香川県知事
【原処分】：処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、岩石採取の権原等に関する書面の不備などを理由に不認可処分を実施
【事件の概要】：申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
【事件の処理経過】：裁定委員会を設け、手続を進めている。

【参考】 公害等調整委員会の概要

1 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

2 委員構成

・ 委員長 1 名、委員 6 名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

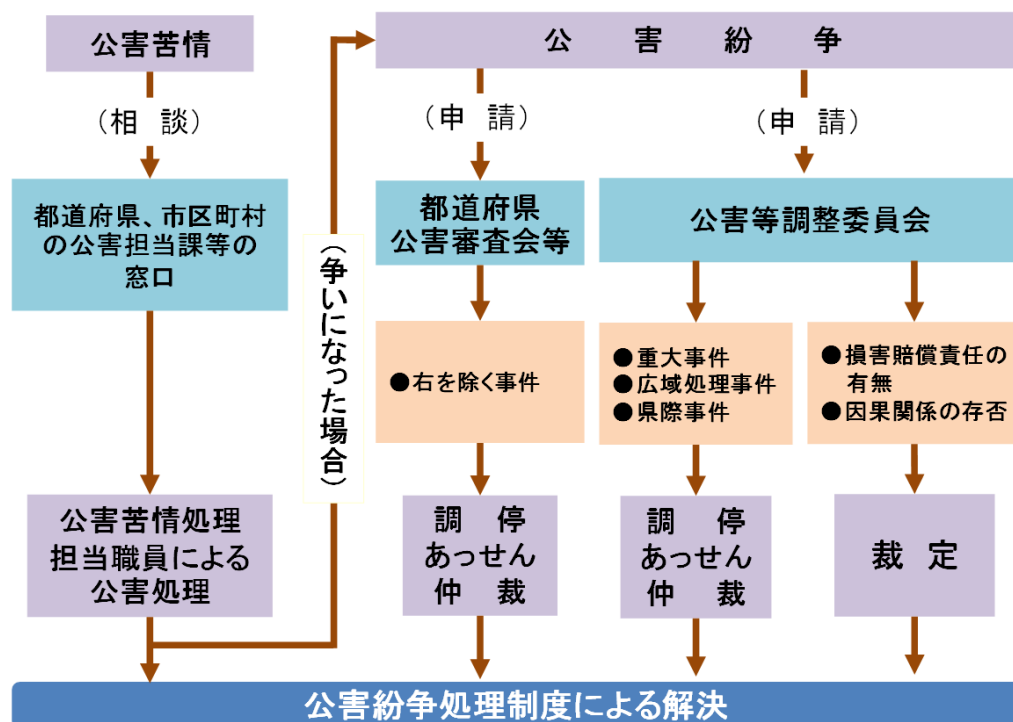
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 裁定委員会は 3 名又は 5 名、調停委員会は 3 名の委員で構成

3 任務

(1) 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



ア 裁定

<責任裁定>

損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続

<原因裁定>

加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う手続

イ 調停

調停案を提示するなど、双方の互譲による合意を促して、紛争の解決を図る手続

【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

(2) 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

○ 年次報告は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するもの

令和 6 年度 公害等調整委員会年次報告

目 次

第 1 章 公害紛争の処理状況	1
1 令和 6 年度における公害紛争の処理状況	1
(1) 令和 6 年度に終結した主な事件	1
(2) 係属中の主な事件	2
2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組	10
(1) 近年の特徴	10
(2) 事件処理における取組	10
(3) 周知・広報活動の取組	16
3 都道府県・市区町村との連携	18
(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況	18
(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件	19
(3) 都道府県・市区町村への支援	20
(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況	20
4 公害紛争の処理に係る関係法令の改正	22
第 2 章 土地利用の調整の処理状況	23
1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定	23
(1) 令和 6 年度の処理状況	23
(2) 係属中の事件	23
2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答	23
3 土地利用の調整の処理に係る関係法令の改正	24

図表目次

表 1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和 6 年度）	5
表 2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況	9
表 3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況 （令和 6 年度）	12
表 4 公害等調整委員会における主な現地調査の実施状況（令和 6 年度）	14
表 5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和 6 年度）	15
表 6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況	18
表 7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件 （令和 6 年度）	19
図 1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移	21
図 2 地方公共団体における典型 7 公害の種類別公害苦情受付件数の割合 （令和 5 年度）	21

図 3	地方公共団体における苦情申立てから処理までの期間別典型 7 公害の 直接処理件数の割合（令和 5 年度）……………	22
表 8	鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和 6 年度）…	23

第1章 公害紛争の処理状況

1 令和6年度における公害紛争の処理状況

令和6年度に公害等調整委員会（以下「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された46件（裁定事件43件（責任裁定事件24件、原因裁定事件19件）、調停事件2件、義務履行勧告事件1件）と、6年度に新たに受け付けた26件（裁定事件25件（責任裁定事件16件、原因裁定事件9件）、義務履行勧告事件1件）の計72件である。このうち、36件が令和6年度中に終結し、残り36件は翌年度に繰り越された（表1・表2）。

新たに受け付けた事件の件数は、令和4年度24件、5年度35件、6年度26件となっており、また、終結した事件の件数は、令和4年度32件、5年度29件、6年度36件となっている。

(1) 令和6年度に終結した主な事件

ア 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

令和3年9月24日、愛知県名古屋市の各種機械器具製造販売会社（申請人）から、隣接する金属リサイクル会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請人の本社における日々の業務や会議、商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の業務上の支障や被害は、被申請人が本社兼工場において、取引先から大型トラックの荷台に鉄くず等を積載して工場内に搬入し、工場敷地内に搬出するという業務工程において発生、拡散させた騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年4月23日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした。裁定委員会は、同法第34条第1項の規定に基づき、30日以上期間を定めて当事者双方に対し、被申請人が、騒音が生じる作業を実施する際には、使用機の選択や作動方法を工夫して可能な限り騒音が小さくなるようにすることなどを内容とする調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年5月29日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項及び第42条の33の規定により、本申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

イ さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

令和4年4月28日、埼玉県さいたま市の住民2人（申請人）から、高齢者施設経営会社、建築会社、建設コンサルタント会社及び個人1人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

高齢者施設経営会社が、申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル（高圧受電設備）等から発生している低周波音を含む騒音によって、申請人Aに、頭重感、食欲減退、めまい、動悸(き)、不眠症等の深刻な健康被害が生じ、また、申請人Bは、日々騒音を受け続けるという形で平穏生活権を侵害されているとして、申請人らは、被申請人らに対し、精神的損害の一部として、損害賠償金合計500万円を連帯して支払うことを求めたものである。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年12月22日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、4回の調停期日を開催するなど、手続を進め、令和6年8月6日、第5回調停期日において、申請人ら及び被申請人らが騒音に係る環境基準を遵守することや被申請人らが防音対策として防音設備を設置することなどを内容とする、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

ウ 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

令和4年10月28日、神奈川県横浜市の住民1人（申請人）から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方（被申請人）として、騒音対策等を内容とする調停を求める申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めた結果、調停委員会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第34条第1項の規定に基づき、30日以上の間を定めて当事者双方に対し、被申請人が引き続き防音壁やレール等を適切に管理することなどを内容とする調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年4月16日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされ、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染に

よる健康被害等責任裁定申請事件

令和4年7月14日、兵庫県西宮市の住民12人（申請人）から、国（代表者国土交通大臣）及び高速道路会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

被申請人らが、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用、竣（しゅん）工以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染（NO₂、SPM、PM2.5及び降下煤塵（ばいじん）による大気汚染）を発生させたことによって、申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、ひび割れ等の財産被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計337万7818円を連帯して支払うことを求めるものである（その後、請求金額は376万1124円へと変更された。）。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員2人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めている。

イ 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件

令和5年11月27日、茨城県北茨城市の住民1人（申請人A）から、鉄加工会社を相手方（被申請人）として、申請人Aの所有する住宅及び自動車に生じた鉄粉の付着による被害並びにそれに伴う錆（さび）の被害は、被申請人が操業している工場から鉄粉を発生、拡散させたことによるものである、との原因裁定を求める申請があった。

その後、令和6年1月4日、同市の住民1人（申請人B）から、上述被申請人が操業する工場が鉄粉を含む粉じんを発生させたことによって、申請人Bの所有する自動車、駐車場、雨どい等に粉じんによる汚れが生じ、洗車や清掃等が必要になったとして、被申請人に対し、損害賠償金70万3155円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、当初申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和6年2月9日、同原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件を併合することを決定し、必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

ウ さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件

令和6年7月11日、埼玉県さいたま市の住民1人（申請人）から、スクラップ加工工場経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

被申請人は、申請人宅の北東側にスクラップ加工工場（以下「本件工場」という。）を操業開始以来、毎日十数台の大型貨物車両に山積みにして搬入させた金属スクラップの荷下ろし作業により、コンクリートと金属資材が衝突して爆撃音相当の音を発生させており、また、本件工場内のせん断機での金属スクラップの落下時の衝撃音、バックホウ（重機）数台の稼働、移動時のエンジン音並びに金属資材の移動及び落下時の激

しい金属音及び衝撃音を発生させている。このため、申請人は、昼間に絶え間なく騒音を受け、本件工場終業後も騒音感が残り、夜は眠れず、精神的苦痛及びイライラ感が続いているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金504万6000円の支払を求めるものである。

なお、令和6年11月12日、本件工場の近隣住民23人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和6年度）

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 3. 11	R 6. 7. 17 棄却
	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 9. 8	R 6. 5. 21 棄却
	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 9. 8	R 6. 5. 21 棄却
	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	R 3. 9. 24	R 6. 5. 29 調停成立
	宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件	R 4. 4. 18	R 6. 8. 27 因果関係を認めない
	足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件	R 4. 4. 26	R 6. 7. 16 調停成立
	さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	R 4. 4. 28	R 6. 8. 6 調停成立
	港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 5. 18	R 6. 4. 26 却下
	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件（3件）	R 4. 6. 28	
		R 5. 5. 10	
		R 6. 4. 22	
	西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	R 4. 7. 14	
	柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 4. 8. 1	R 6. 12. 17 棄却
	江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	R 4. 9. 29	R 6. 6. 3 却下
	江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 4. 9. 29	R 6. 6. 3 却下
	松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	R 4. 10. 18	R 7. 3. 11 棄却
	足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 11. 4	R 6. 10. 29 調停成立
	神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 11. 15	R 6. 6. 7 却下

裁 定 事 件	神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 4. 11. 24	R 6. 8. 9 調停成立
	武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 12. 23	R 6. 5. 17 却下
	荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件	R 5. 5. 10	
	中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	R 5. 6. 26	R 7. 3. 21 取下げ
	流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	R 5. 6. 27	R 6. 4. 15 棄却
	川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	R 5. 7. 18	
	鎌ヶ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 7. 18	R 6. 7. 1 却下
	町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 7. 18	
	八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 5. 7. 21	
	座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	R 5. 7. 27	R 7. 3. 25 棄却
	葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 8. 1	R 6. 9. 10 調停成立
	横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 8. 1	
	渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 8. 4	
	一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	R 5. 8. 29	
	北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 10. 27	R 7. 1. 30 棄却
	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	R 5. 11. 27	
	栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	R 5. 12. 1	R 6. 5. 16 取下げ
	横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 5. 12. 4	
	仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 12. 11	R 7. 1. 29 調停成立
	名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 5. 12. 27	

裁 定 事 件	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	R 6. 1. 4	
	伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 6. 1. 9	
	港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 1. 31	R 6. 8. 19 却下
	鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 6. 2. 13	R 6. 10. 7 棄却
	足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 3. 14	
	江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 3. 26	R 6. 7. 30 却下
	羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	R 6. 4. 17	
	横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件	R 6. 4. 19	R 6. 7. 9 調停成立
	国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件	R 6. 4. 25	R 6. 5. 28 不受理
	東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 4. 26	
	葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 6. 20	R 7. 2. 18 棄却
	福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 7. 8	R 6. 11. 28 却下
	さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件（2件）	R 6. 7. 11	
		R 6. 11. 12	
	小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	R 6. 8. 19	
	世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件	R 6. 8. 27	
	大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	R 6. 9. 19	
	阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 10. 4	
	豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 6. 10. 21	
	熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	R 6. 11. 7	R 6. 12. 17 不受理

裁 定 事 件	愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件（2件）	R 6.11. 8	
		R 6.11.14	
	岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 6.12. 2	
	横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 6.12.10	R 7. 2.18 却下
	高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	R 6.12.27	
	川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	R 7. 2.28	
	飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件	R 7. 3. 3	
	原子力発電所からの放射性物質等に係る大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	R 7. 3.10	
	岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件	R 7. 3.25	
	西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害原因裁定申請事件	R 7. 3.25	
調 停 事 件	横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件	R 4.10.28	R 6. 4.16 調停成立
	鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件	R 5.11. 8	R 6. 6.12 調停打ち切り
義 務 履 行 勧 告 事 件	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	R 5.12.13	R 6.12.17 勧告
	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	R 7. 3.10	
合 計		72件 (26件)	36件

- (注) 1 「合計」の（ ）内の数字は、令和6年度中に受け付けた事件数で、内数である。
- 2 このほか、不知火（しらぬい）海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき慰謝料額等変更申請を処理しており、令和6年度に新たに受け付けた3件が係属し、このうち2件が同年度中に終結し、残り1件は翌年度に繰り越された。

表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	調停			裁定			その他			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和 45～63	631	618	13	19(4)	19(4)	0	2	1	1		652	638	14
平成元	11	18	6	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	5	16	2	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	3	1	4	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	10	5	9	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	2	4	7	2	0	7	1	1	0	19	5	5	14
7	2	2	7	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	4	4	7	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	1	2	6	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	1	1	6	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	1	1	6	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	2	5	3	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	3	3	3	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	2	1	4	4(2)	5(1)	5(2)	1	0	1	16	7	6	10
15	2	2	4	8(4)	4(1)	9(5)	1	2	0	21	11	8	13
16	0	2	2	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	1	2	1	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	1	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	1	1	1	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	1	1	1	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	1	0	2	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	3	4	1	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	5	5	1	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	5	3	3	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	5	6	2	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	2	2	2	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	1	0	3	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	4	6	1	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	1	0	2	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	2	2	2	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	1	1	2	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	2	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
3	1	2	1	23(16)	10(7)	47(23)	0	0	0	60	24	12	48
4	2	2	1	21(12)	30(15)	38(20)	1	0	1	72	24	32	40
5	1	0	2	32(16)	27(17)	43(19)	2	2	1	75	35	29	46
6	0	2	0	25(9)	33(15)	35(13)	1	1	1	72	26	36	36
計	738	738		433 (182)	398 (169)		15	14			1,186	1,150	

- (注) 1 「その他」にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。
2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和6年度までに577件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、工場や飲食店等の事業施設の運営や老朽建物の建替え・宅地造成工事等に起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音、悪臭、振動など身近な生活環境被害を訴える事件が目立つ傾向にある。これは、住宅と事業活動の行われる場所とが近接した環境にあることなどによるものと考えられる。

イ 裁定事件の割合が高い

近年は、裁定事件の受付件数はおおむね20～30件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっており（表2）、令和6年度に委員会に係属した事件は72件で、うち68件（約9割）が裁定事件となっている。なお、裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権調停の活用を図っている。

ウ 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和6年度は、近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が最も高くなっており、委員会においては係属事件に占める騒音事件の割合が約6割、受付事件に占める騒音事件の割合が約6割となっている。

(2) 事件処理における取組

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事案に応じた計画的審理

早期に専門家の関与を得るなどして事案の見通しを立て、計画的に審理を行うことにより、事案に応じた迅速・適正な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年としている。

イ 専門的知見の活用及び現地調査等の実施

因果関係等の解明が困難な紛争については、専門委員に調査を行わせるなど専門的な知見を活用すること、国費により現地調査等を実施すること等により、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係等を委員

会が明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

このような専門的知見の活用及び現地調査等の実施は、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長である。令和6年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の任命（表3）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査（表4）を行った。

ウ 期日開催におけるウェブ会議等の活用

当事者の利便性を高めるため、審問期日等について、相当と認めたときは、ウェブ会議方式等によって期日を開催した。また、ウェブ会議方式による当事者の出頭等が可能な手続を拡大するため、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の一部改正を行った（令和7年4月1日施行）。（後述4）

エ 現地期日の開催

上述ウとともに、被害発生地等の現地で、証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等を開催する取組も進めてきており、令和6年度は、現地期日を2回開催した（表5）。

オ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら申請手続を行う場合がしばしば見られる。このような場合に、公害相談窓口等において、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得て、本人申請の場合も円滑に手続が進行するように努めている。令和6年度に委員会に係属した事件に占める本人申請の割合は約6割となっている。

カ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付することができる（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

令和6年度に終結した裁定事件（33件）のうち、職権調停に移行し合意が成立したものは8件である。

表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況（令和6年度）

	事 件 名	専 門 委員数	専門分野等
裁 定 事 件	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動
	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	音響工学
	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	1人	建築環境工学・音環境、建築音響、騒音制御
	宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件	1人	地盤工学
	足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件	1人	音響工学
	さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）
	港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	2人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
			衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	腐食科学、腐食・防食
	松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	1人	音響心理、騒音制御
	足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音によるヒトへの影響

裁 定 事 件	荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件	1 人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	1 人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	2 人	大気汚染、悪臭の評価と制御
			建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動
	鎌ヶ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件	1 人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1 人	人間工学、音響工学、計測工学、生産工学・加工学
	座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	1 人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1 人	音響心理、騒音制御
	渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1 人	人間工学、音響工学、計測工学、生産工学・加工学
	一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	1 人	衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件	1 人	腐食科学、腐食・防食
	横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1 人	大気汚染、悪臭の評価と制御
	仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1 人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）
	名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	音響心理、騒音制御
	鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音によるヒトへの影響

裁定 事 件	足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	1 人	建築環境工学・音環境、建築音響、騒音制御
	東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	1 人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件	1 人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動
	大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1 人	地盤工学
調停 事 件	横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件	1 人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響

表 4 公害等調整委員会における主な現地調査の実施状況（令和 6 年度）

事 件 名	実施年月	備考
松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	令和 6 年 7 月	現地調査
座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	令和 6 年 7 月	現地調査
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関する慰謝料額等変更申請	令和 6 年 9 月 令和 6 年 12 月	現地調査
荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件	令和 6 年 9 月	現地調査
町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件	令和 6 年 10 月	現地調査
渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	令和 6 年 10 月	現地調査
横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	令和 6 年 10 月	現地調査
北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件	令和 6 年 10 月	現地調査
一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	令和 6 年 11 月	現地調査

大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	令和6年12月	現地調査
西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	令和6年12月	現地調査
さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件	令和7年1月	現地調査

(注) この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査をいう。

表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和6年度）

開催年月	場所	事 件 名	備考
令和6年11月	宮城県 仙台市	仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	証拠調べ期日
令和6年12月	兵庫県 西宮市	西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	第1回審問期日

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、令和6年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページ及び公害等調整委員会公式X（旧ツイッター）アカウントで発信するとともに、広報誌「総務省」を活用し、令和6年8月号で公害苦情相談を、7年3月号では令和5年度公害苦情調査結果の概要を紹介した。また、令和5年度から書面等の一部について電子メール等を用いたオンラインによる提出が可能となったこと、6年度からは審問期日等の手続にウェブ会議方式での参加が可能となったことをホームページで周知した。さらに、日本司法支援センター（法テラス）や総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。以下同じ。）等に対し、公害紛争処理制度の説明会を開催し、公害苦情相談窓口や制度の概要を掲載したリーフレットの配布を依頼するなど連携を図った。加えて、総務省業務案内パンフレットで委員会の概要を紹介した。

イ 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、原因裁定嘱託制度（受訴裁判所が委員会に原因裁定を嘱託することができる制度）の活用について周知するなど、制度の認知度向上に努めた。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、日本弁護士連合会、都道府県の弁護士会、司法研修所、法科大学院等を対象に、公害紛争処理制度の講演の実施、司法修習の実務研修の受入れ等、周知に努めた。上述のような法曹関係者への周知の取組については、機関誌「ちょうせい」（後述オ）に掲載し、更なる周知を目指した。

ウ 総務省行政相談センターへの周知

国の行政等に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあつせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。そこで、公害に関する相談についての円滑な解決に資するため、令和6年9月から10月までの行政相談月間に合わせ、総務省行政相談センターに公害紛争処理制度等を紹介したリーフレットを配布し、住民に対する広報コーナーへの備付けや公害苦情相談者への説明の際の活用を依頼した。

エ 市区町村の公害苦情処理担当者への周知

都道府県等による市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会に、公害苦情相談アドバイザー等を講師として派遣しており、令和6年度は7都府県の研修会において公害紛争処理制度等の周知及び公害苦情相談員等に対する技術支援を行った。

オ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を令和6年5月、8月、11月及び7年2月に発行した。各号作成時にホームページに掲載するとともに、各都道府県の担当者等に周知した。

カ 公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」において、電話、電子メール等による相談業務を行った。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図った。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。審査会等は、域内で発生した事件に関するあつせん、調停及び仲裁を管轄する※¹。令和6年度は81件の事件が係属し、38件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）。

表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分 年度	受 付 件 数			終 結 件 数					年度末 係属 件数
	合計	調停	その他	合計	成立	打ち切り	取下げ	その他	
昭和 45～63	432	391	41	393	226	116	45	6	39 ※昭和63 年度末
平成元	36	36	0	25	13	6	4	2	50
2	57	57	0	40	9	23	5	3	67
3	43	43	0	43	15	20	8	0	67
4	51	51	0	36	7	22	6	1	82
5	44	44	0	53	24	22	5	2	73
6	32	30	2	52	16	28	4	4	53
7	39	39	0	41	16	19	6	0	51
8	43	42	1	36	9	24	1	2	58
9	51	49	2	40	14	18	6	2	69
10	39	38	1	45	22	17	5	1	63
11	26	25	1	36	10	24	2	0	53
12	31	30	1	35	13	16	5	1	49
13	31	30	1	28	9	18	0	1	52
14	30	30	0	35	15	15	4	1	47
15	33	33	0	34	15	18	0	1	46
16	41	40	1	45	18	22	5	0	42
17	36	36	0	31	11	17	3	0	47
18	32	30	2	35	13	19	2	1	44
19	42	42	0	39	11	19	9	0	47
20	37	36	1	39	15	17	7	0	45
21	42	42	0	48	23	16	9	0	39
22	29	29	0	35	8	23	3	1	33
23	36	36	0	34	13	18	3	0	35
24	35	35	0	37	11	21	4	1	33
25	39	39	0	30	4	23	2	1	42
26	40	39	1	42	13	24	5	0	40
27	47	47	0	43	16	23	3	1	44
28	51	51	0	56	20	27	8	1	39
29	41	41	0	43	16	24	2	1	37
30	38	38	0	43	9	27	7	0	32
令和元	45	45	0	34	11	15	8	0	43
2	40	40	0	38	8	22	8	0	45
3	32	32	0	37	8	23	5	1	40
4	29	29	0	31	7	19	5	0	38
5	43	42	1	34	8	19	7	0	47
6	34	31	3	38	13	21	3	1	43
計	1,827	1,768	59	1,784	689	845	214	36	

（注）受付件数のうち「その他」にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

※¹ 委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあつせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第24条第1項）とともに、専属で裁定を行う（同法第42条の12及び第42条の27）こととされている。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

令和6年度に委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後に裁定の申請がなされたものは、11件となっている（表7）。

表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件（令和6年度）

都道府県 公害審査会等	事 件 名	受付 年月日	終結 年月日
千葉県 公害審査会	松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	R 4.10.18	R 7. 3.11
東京都 公害審査会	足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 4.11. 4	R 6.10.29
神奈川県 公害審査会	神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 4.11.15	R 6. 6. 7
東京都 公害審査会	渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 8. 4	
北海道 公害審査会	北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	R 5.10.27	R 7. 1.30
兵庫県 公害審査会	伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 6. 1. 9	
神奈川県 公害審査会	鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 6. 2.13	R 6.10. 7
神奈川県 公害審査会	横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件	R 6. 4.19	R 6. 7. 9
東京都 公害審査会	葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 6.20	R 7. 2.18
高知県 公害審査会	高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	R 6.12.27	
埼玉県 公害審査会	飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件	R 7. 3. 3	

(3) 都道府県・市区町村への支援

都道府県・市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応しており、委員会と都道府県・市区町村とが、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することにより、公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めることが重要である。委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、次のとおり、相互の連携を図っており、これらを通じて、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されずに、ふさわしい機関で処理されることを目指している。

- ① 審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（令和6年度は、6月7日に第54回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、審査会等の事件処理等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し（令和6年度は、10月上旬から11月下旬にかけて、第55回会議を開催）、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し（令和6年度は、10月上旬から11月下旬にかけて、第49回会議を開催）、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報・意見交換を行っている。

(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況

令和5年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情受付件数は69,153件であり、前年度に比べ減少となった（図1）。このうち典型7公害の公害苦情受付件数は48,969件であり、内訳をみると、「騒音」が18,908件（典型7公害の公害苦情受付件数の38.6%）と最も多く、次いで「大気汚染」が13,165件（同26.9%）、「悪臭」が9,743件（同19.9%）となっている（図2）。

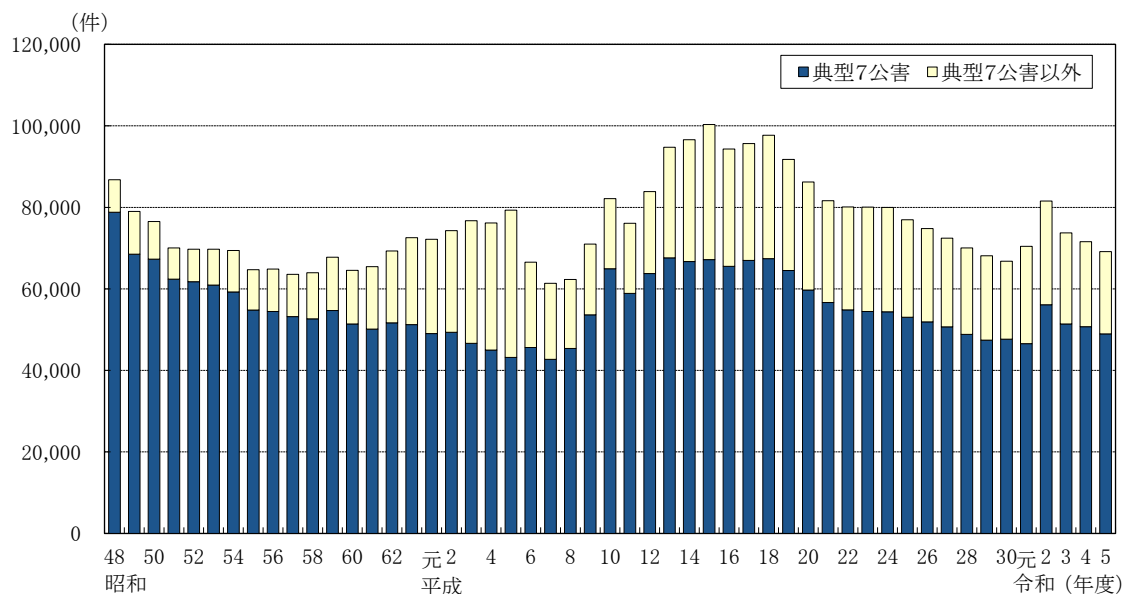
前年度からの繰越しを含めた公害苦情取扱件数は74,608件であり、このうち令和5年度内に直接処理^{※2}が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は62,087件（公害苦情取扱件数の83.2%）となっている。

公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされるところであるが、典型7公害の直接処理件数である44,653件（直接処理件数の71.9%）について苦情申立てから処理までの期間をみると、「1週間以内」が29,289件（典型7公害の直接処理件数の65.6%）、「1

^{※2} 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

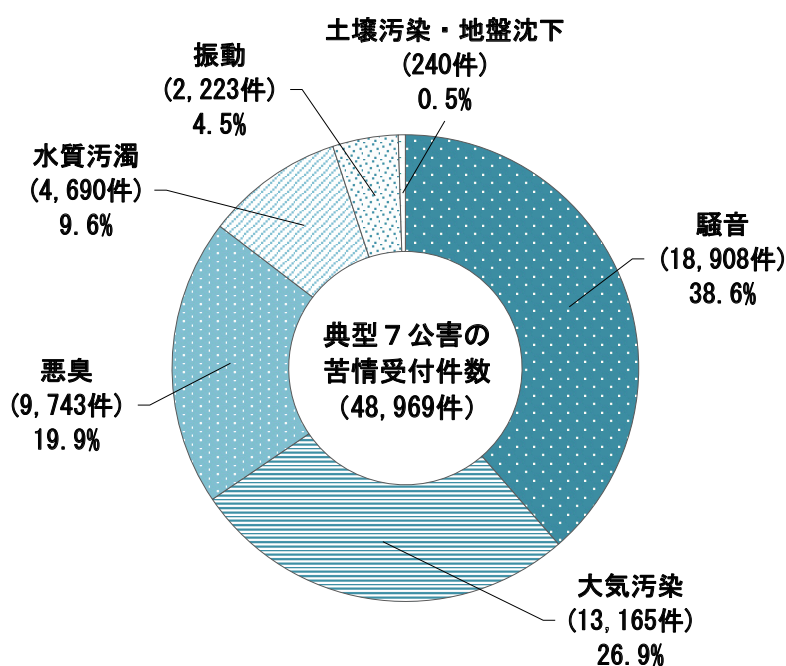
週間超～1か月以内」が3,626件（同8.1%）となっており（図3）、地方公共団体において迅速な処理に努めている。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



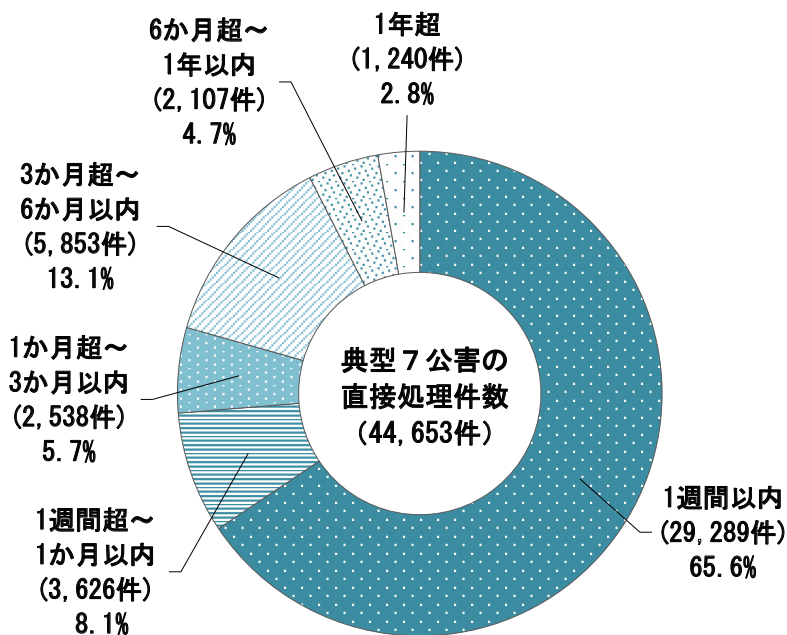
- (注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「令和5年度公害苦情調査」

図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合（令和5年度）



「令和5年度公害苦情調査」を基に作成

図3 地方公共団体における苦情申立てから処理までの
期間別典型7公害の直接処理件数の割合（令和5年度）



「令和5年度公害苦情調査」を基に作成

4 公害紛争の処理に係る関係法令の改正

政府全体におけるデジタル化に向けた方向性や、民事裁判手続のIT化の動きを踏まえ、公害紛争処理手続において、審問期日への当事者のウェブ会議方式による出頭等を可能とする「公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則」（令和6年公害等調整委員会規則第2号）が令和6年4月1日に施行された。さらに、証拠調べ期日への参考人等のウェブ会議方式による出頭等を可能とするため、「公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則」（令和7年公害等調整委員会規則第2号）が令和7年3月28日に公布された（同年4月1日施行）。

第2章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 令和6年度の処理状況

令和6年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、6年度に新たに受け付けた1件であり、翌年度に繰り越された（表8）。

表8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和6年度）

事 件 名	受付年月日	終結年月日
香川県小豆（しょうず）郡土庄（とのしょう）町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	R6.10.9	
合 計	1 件	0 件

(2) 係属中の事件

ア 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(7) 原処分の概要

香川県知事（処分庁）は、申請人からなされた香川県小豆郡土庄町小部地内における採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の15第2項第7号及び第8号に規定する書面を添付していないことを理由に、令和6年7月12日付け不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

令和6年10月9日、申請人から、上述処分は違法なものであるとして同処分の取消しを求める裁定の申請があった。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答

令和6年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答は、前年度から繰り越された107件（同一事案についての105件を含む。）と6年度に新たに受け付けた3件の計110件である。このうち、108件が令和6年度中に処理され、残りの2件は翌年度に繰り越された。

3 土地利用の調整の処理に係る関係法令の改正

政府全体におけるデジタル化に向けた方向性や、民事裁判手続のIT化の動きを踏まえ、不服裁定手続において、審理期日への事件関係人のウェブ会議方式による出頭等を可能とする「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和6年公害等調整委員会規則第1号）が令和6年4月1日に施行された。さらに、証拠調べ期日への参考人等のウェブ会議方式による出頭等を可能とするため、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和7年公害等調整委員会規則第1号）が令和7年3月28日に公布された（同年4月1日施行）。

○ リサイクル適性の表示

この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。